

★ 児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則（規則第五十二号）（障害者支援課）

一 改正の要旨

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正により、就労選択支援の制度が創設されることに伴い、必要な改正を行った。
- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の改正を踏まえ、事業者の指定申請等に係る様式の改正を行った。
- 3 その他所要の規定の整理を行った。

二 施行期日

- 1 2以外の改正 令和七年七月三十一日
- 2 一1の改正 令和七年十月一日